規程第8号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会職員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会(以下「本会」という。)職員就業規程第24条及び臨時職員就業規程第26条に規定する職員の出張について、必要な事項を定めることを目的とする。

(出張命令及び旅費)

- 第2条 職員の出張は、命令権者が命令する。
- 2 出張命令を受けた職員は、正当な理由を無くしてこれを拒むことはできない。
- 3 職員が出張した場合は、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

(旅費の種類)

- 第3条 旅費の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)
 - (2) 日当
 - (3) 宿泊料
 - (4) その他法人が必要と認める経費

(旅費の計算)

第4条 旅費は、出張の目的を達成するため、最も効率的かつ経済的な経路 及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他の やむ得ない事情がある場合は、実際の経路及び方法により計算する。

(交通費)

- 第5条 交通費は、次の区分によりその全額を支給する。
 - (1) 鉄道運賃は,次に掲げる旅客運賃(以下「運賃」という。),特別車両料 金及び急行料金による。
 - イ 運賃の等級を2階級に区分する路線による旅行の場合には、4級以上 の職務にある者については、上級の運賃、3級以下の職務にある者に ついては、下級の運賃
 - (2) 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、次に該当する場合に限り支給する。
 - イ 特別急行列車を運行する路線による旅行で、片道100km以上の もの

- (3) 船賃は、旅客運賃、寝台料金、特別船室料金による。
- (4) 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。
- (5) 本会が所有する自動車(以下「公用車」という。)を利用したときは、 その利用区間の交通費は支給しない。
- (6) やむ得ない理由により、公用車でない自動車を利用したときは、その 区間の距離に応じて、1kmにつき37円を支給する。

(日当,宿泊料)

- 第6条 日当は、当該旅行が引き続き2日以上、かつ、茨城県外のとき、別表 に掲げる額により支給する。
- 2 宿泊料は、別表に掲げる額により支給する。ただし、研修会、行事等で 特に定められた額があるときはその額により支給する。

(出張命令)

第7条 職員が出張しようとする場合は、予め旅行命令簿(様式1)に必要 事項を記入のうえ、命令権者の承認を得なければならない。

(出張復命)

第8条 出張を終了した職員は、出張復命書(様式2)により、速やかにその 結果を命令権者に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、 口頭報告とすることができる。

(旅費の支給)

第9条 旅費は、原則として出張終了後に支払う。

(旅費の概算払)

- 第10条 前条の規定にかかわらず、命令権者が必要と認めたときは、旅費の 全部又は一部を概算払いすることができる。
- 2 概算払いを受けた職員は、出張終了後5日以内に当該旅費の精算をしなければならない。

(準用規定)

第11条 職員以外のものが、本会の依頼を受けてその業務を行った場合の 旅費は、この規程を準用して支給する。

(その他)

第12条 本規程に規定されていない事項については、「小美玉市職員の旅費に 関する条例」を準用する。 附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から一部改正する。

附則

この規程は、平成29年9月4日から一部改正し、平成29年4月1日から適用する。

別表 (第6条関係)

日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)
2,200円	12,000円